

市政改革関連資料

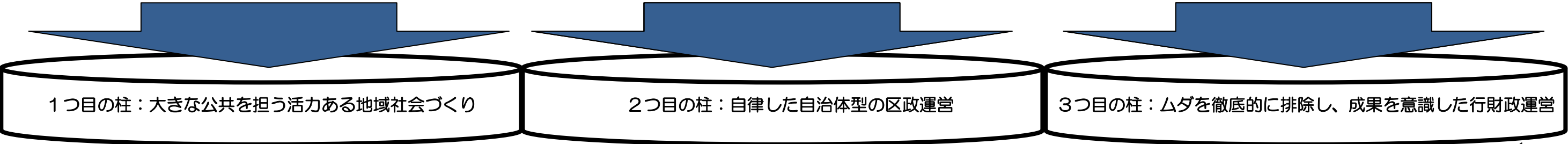
平成 2 4 年 1 2 月

市政改革プラン ―新しい住民自治の実現に向けて―（概要版）

基本的な考え方【基本方針編 第1章】		
1 市政改革の位置付け (1) これまでの市政改革とその限界 ・これまでの改革においても一定の成果、ただし、現行の府・市制度前提のため効果は限定的 (2) 新たな観点に立った改革の必要性 ・「成長は広域行政、安心は基礎自治行政」を基本に役割分担を明確化 (3) 基礎自治行政についての改革 ・大阪にふさわしい大都市制度の実現を見据え、基礎自治行政について、現在の大阪市の下で「ニア・イズ・ベター」（補完性・近接性の原理）を徹底的に追求した新しい住民自治の実現をめざす	2 市政改革の基本原則 (1) 「ニア・イズ・ベター」（補完性・近接性の原理）の徹底 ・「なにわルネッサンス 2011」の取組を継承・発展させ多様な協働による活力ある地域社会づくり ・区長が施策・事業を決定する「住民に身近なところで地域社会づくりを支える区政運営」 (2) 行政サービスの内容を住民の選択にさらすなど常に成果を意識するとともに、ムダを徹底的に排除した効果的・効率的な行政運営 ・住民にサービスの選択を委ねるなど常にPDCAを回し成果を意識・検証 ・ムダの徹底排除、民間でできることは民間に、受益と負担の明確化など、施策・事業の聖域なきゼロベースの見直し ・これまでの枠組みにとらわれない効果的・効率的な行政運営を徹底	3 市政改革の取組期間と推進体制 (1) 取組期間 ・平成 24 年度から大阪にふさわしい大都市制度が実現するまでの間 ・地域社会づくりの取組は、取組期間後も新しい基礎自治体に適宜継承 (2) 推進体制 ・「市改革プロジェクトチーム」において全体を進捗管理 ・適宜、特別顧問をはじめ外部の有識者の意見を聴取 ・「府市統合本部」と緊密に連携 4 市政改革プランの構成 (1) 基本方針編 ・改革の基本的な考え方、地域社会の将来像、現在の大阪市の下での区政運営、行財政運営のあるべき姿、取組の方向性など (2) アクションプラン編 ・「基本方針編」をふまえた具体的な取組内容や目標とする期限など 5 変化に即応した見直し ・社会経済環境の著しい変化や大阪にふさわしい大都市制度の実現に向けた取組にも対応しながら、適宜見直しを行うなど柔軟に対応

大阪市を取り巻く状況【基本方針編 第2章】			
1 少子・高齢化の進行 5 産業構造の変化などによる地域経済の地盤沈下 8 限定された区役所所管事務	2 区ごとに多様化する地域課題 6 我が国の社会・行政システムの機能不全 9 大阪市の財政構造のぜい弱さと厳しい財政状況	3 地域コミュニティの機能低下と「公共」分野の拡大 7 市民生活に大きな影響を及ぼす「リスク増大社会」の到来	4 公益活動主体の多様化と地域団体の課題

将来像・めざす姿と改革を進めるにあたっての3つの柱立て【基本方針編 第3章】		
1 地域社会の将来像 (1) 豊かなコミュニティ ・幅広い住民参加と「自らの地域のことは自らの地域が決める」という意識のもと生活課題等の解決に取り組む豊かなコミュニティ (2) 多様な協働（マルチパートナーシップ）による活力ある地域社会 ・地域団体、市民、NPO、企業などの多様な活動主体と行政との多様な協働により拡大する「公共」を担う地域社会 (3) 市民による自律的な地域運営 ・校区等地域を単位とした多様な主体による自律的な地域運営 (4) 地域資源の循環による活力ある地域社会 ・コミュニティ・ビジネスやソーシャル・ビジネスの導入促進等を通じた地域経済の活性化と、担い手の最適化による効果的・効率的な公共サービスが提供される地域社会	2 区政運営のめざす姿 (1) 区内の施策・事業を区長が自らの権限と責任で実施する区政運営 (2) 地域活動を支える「かなめ」としての区役所 ・区民ニーズや地域活動情報等を一元的に把握。コーディネート機能や人材発掘・育成やノウハウの提供など地域活動の総合的支援を行う「かなめ」としての区役所 (3) 区民の日常生活の安全・安心を担う総合拠点としての区役所 ・日常生活に関する相談や要望を総合的に受け付け解決に導く機能を備える総合拠点として、区民が利用しやすい、便利で親切的な区役所	3 行財政運営のめざす姿 (1) 市民ニーズへの的確な対応と成果を意識した行政運営 ・画一的行政サービスからサービスの受け手が選択できるサービスへ ・市民ニーズへの的確な対応とPDCAを徹底した行政運営 (2) 市民の安全・安心を支える安定した財政基盤の構築 ・徹底したムダの排除、収入の範囲での予算編成を基本とする規律ある財政運営 (3) 市場メカニズムを利用して最適なサービスを調達するとともに、地域や民間の活力を引き出す観点からの民間開放 ・民間でできることは民間に委ね、事務事業の民間や地域への開放による地域経済の活性化や雇用の創出





アクションプラン編【戦略・取組・スケジュール・成果目標を記載】		
(1) 豊かなコミュニティづくり ⇒・これまで地域活動への関わりが薄かった人たちをはじめあらゆる世代を対象として、地域における「つながり」や「きずな」の大切さを伝えるとともに、人と人とがつながるための機会づくり (2) 地域活動の活性化 ⇒・これまで地域活動への関わりが薄かった人たちの参画などによる地域団体の活動の活性化の支援 ・地域活動の担い手の拡大への支援 (3) 多様な協働（マルチパートナーシップ）の推進 ⇒・地域団体をはじめ、NPO、企業など地域のまちづくりに関する多様な主体のネットワーク拡充への支援 ・地域公共人材の充実への支援 (4) 市民による自律的な地域運営の実現 ⇒・地域団体をはじめ、NPO、企業など地域のまちづくりに関する多様な団体が参画する地域活動協議会の形成に向けた支援 ・活動内容を限定しない柔軟な財政的支援 (5) 地域資源が循環する仕組みづくり ⇒・多様な分野におけるコミュニティ・ビジネス化、ソーシャル・ビジネス化の支援 ・本市の事務事業の社会的ビジネス化 (6) 中間支援組織の活用 ⇒・地域社会づくりに向けた地域の取組の支援にあたって、様々な中間支援組織が持つ専門的知識やノウハウを幅広く効果的に活用するための仕組みづくり	(1) 区域内の行政を区長の決定により実施する仕組みづくり ⇒・基礎自治に関する施策・事業の決定権の局長から区長への移譲と局の区長の補助組織化 ・区間調整の仕組みづくり ・公募区長による個性あふれる区政運営 (2) 多様な区民の意見やニーズを区政に反映するとともに、区民による区政の評価を行うことのできる仕組みづくり ⇒・多様な区民の意見やニーズを区政に反映することのできる仕組みづくり ・区民が区政運営に参画する仕組みづくり (3) 地域活動を支える「かなめ」としての区役所づくり ⇒・積極的な情報発信等による地域活動支援 ・各地域の実情に応じたきめ細かな支援体制の構築 (4) 区民の安全・安心を担う総合拠点としての区役所づくり ⇒・区役所が区民からの相談等を局に責任を持って引き継ぎ、局において適切に対応する仕組みづくり ・総合的危機管理機能の拡充 (5) 区役所における区民サービスの向上と効率的な業務運営 ⇒・来庁者への案内サービスの向上 ・コンビニエンスストア等での証明書発行サービスの実施 ・窓口業務の民間委託化の推進 ・庶務関係業務やバックオフィス業務等の共同処理 (6) 区役所の体制整備と区長による自主的な組織運営 ⇒・区役所の体制整備 ・新たな人事評価制度における局長の評価に区長の意見を聞く仕組みの構築 ・一定の枠内で、区長が区役所の組織編成や人事配置を行える仕組みづくり (7) 行政区のブロック化と円滑な組織運営 ⇒・大阪にふさわしい大都市制度における基礎自治体への移行に向け、行政区の8～9の単位のブロック化とブロック単位での行政運営	(1) 財政規律の遵守と健全な財政運営 ⇒・歳入の確保（広告事業の拡充、未利用地の有効活用等、自動販売機等に係る契約手法の見直し、市民利用施設の使用料の適正化、未収金対策の強化） (2) 経常経費の削減 ⇒・庁舎・事務所の維持管理費、IT経費、印刷費、物品購入費等の削減 (3) 隠れた支援や見えにくい支援の排除 ⇒・運営補助の見直し ・市税及び使用料等の減免措置の見直し ・外郭団体との競争性のない随音契約の見直し (4) 施策・事業の聖域なきゼロベースの見直しと再構築 ⇒・施策・事業の点検・精査 ・補助金等の見直し ・指定管理者制度の見直し ・幼稚園・保育所の民営化 (5) 公共事業の見直し ⇒・建設から維持管理への重点化等 (6) 市民利用施設のあり方の検討 ⇒・施設の廃止・転用や機能統合等を含めた抜本的な見直し (7) 外郭団体の必要性の精査 ⇒・資本的関与や人的関与の必要性を精査し、廃止・民営化・広域化等の見直し (8) 人事・給与制度改革 ⇒・大阪府との間の整合性を考慮した人事制度・給与制度への改革 (9) 職員づくり、人材マネジメント ⇒・改革を担う職員づくり、改革を支える人材マネジメントの推進 (10) 良きガバナンスの実現 ⇒・説明責任と透明性の確保～オープン市役所～ ・効果的な情報発信 ・業務フローの最適化 ・事業コストの「見える化」～フルコスト管理～ ・コンプライアンスの確保 (11) 機能不全を起こしている社会・行政システムの改革提言 ⇒・問題点を明らかにし、国に対して積極的に改善を提案・要望

改革を進めるにあたって【基本方針編 第5章】	
1 目標期限の設定とそれに向けた工程の明確化	
2 区長及び局長による主体的・自律的な組織マネジメント	
3 PDCAサイクルの徹底	(1) 施策と事業の関係の明確化 (2) 施策目的の達成度(成果)の数値化 (3) 達成度による事業撤退判断のルール化)
4 トライアル・アンド・エラー、エラー・アンド・トライアル	

【主要検討項目】 新婚世帯向け家賃補助

(整理番号 297)

見直し分類: 施策・事業の廃止・役割終了
イ点検・精査による廃止(一部廃止含む)

効果見込額等	現状	見直し内容
1 24年度(通年見込額) 4,850 百万円 (4,285) 24年度暫定予算 1,446 百万円 (880) 2 通年見込額(見直し後) 24年度 4,324 百万円 (3,825) 25年度 3,326 百万円 (2,942) 26年度 2,390 百万円 (2,114) 31年度 0 百万円 (0) 3 効果見込額 24年度 526 百万円 (460) 25年度 1,524 百万円 (1,343) 26年度 2,460 百万円 (2,171) 31年度 4,850 百万円 (4,285) ()は一般財源	1 事業目的 ・新婚世帯に対する民間住宅家賃の一部補助を行うことにより、若年層の市内定住の促進を図り、活力あるまちづくりを進める 2 事業内容 ・補助の内容 実質家賃負担額(家賃と住宅手当との差額)と5万円との差額 受給開始後 36ヶ月目まで 1万5千円 37ヶ月目以降 2万円 を上限 ・最長72ヶ月補助 ・世帯収入による所得制限あり 給与所得の場合 : 606万円未満 給与所得以外の場合: 430万5千円以下 ・外郭団体委託(相談・受付・審査) : 大阪市住宅供給公社 (106,299千円(平成23年度)) ・補助金: 新婚世帯向け家賃補助金 (4,748,104千円(平成23年度)) 3 事業開始年度 ・平成3年度	1 見直しの考え方 ・若年層に対する支援策として、より有効な施策に転換を図る 2 見直し内容 ・新規募集の停止 ・現役世代の定住をより促進させる観点から、分譲住宅を購入する新婚世帯等を対象に、ローン残高に対する利子補給を行う制度を創設する 3 実施時期 ・平成24年度 (平成30年度をもって現行制度としては終了) 4 留意事項 ・地域の実情に応じた、若年層に対する支援策については、引き続き別途検討していく

【主要検討項目】 住まい情報センター他

(整理番号 284)

見直し分類: 施策・事業の廃止・役割終了
ウ センター・拠点施設

効果見込額等	現状	見直し内容
1 24年度(通年見込額) 379 百万円 (201) 24年度暫定予算 298 百万円 (153) 2 通年見込額(見直し後) 24年度 379 百万円 (201) 25年度 379 百万円 (201) 26年度 379 百万円 (201) 28年度 172 百万円 (86) 3 効果見込額 24年度 0 百万円 (0) 25年度 0 百万円 (0) 26年度 0 百万円 (0) 28年度 207 百万円 (115) () は一般財源	1 事業目的 ・住まいに関する各種の情報を総合的に提供するとともに、大阪の住文化に関する資料の収集、保管及び展示並びにその調査及び研究を行うことにより、市民の住生活の向上及び市内居住の促進並びに市民の文化の向上に寄与する 2 事業内容 ・住まい情報センターを拠点として、住まいの相談事業、普及啓発事業、住まいのミュージアムの管理・運営を実施 【住まい情報センター】 (実績は平成22年度) 住まいの相談事業 ・一般相談(賃貸借トラブル、分譲マンション管理、建築・不動産売買トラブル など)〔面接・電話〕 ・専門家相談(弁護士、建築士 など) 普及啓発事業 ・住まいに関するセミナー・シンポジウム等を開催 ・専門家団体やNPO等と協働したタイアップ事業を実施 ・住まいに関する図書・資料等を揃えたライブラリーを設置 住まいのミュージアム(大阪くらしの今昔館) ・江戸時代の大坂の町並みを再現、明治以降の大阪の住まいとくらしを模型と映像で紹介(入館者:約21万人) ・「町家衆」と呼ばれるボランティアによるイベント、小学生等を対象とした体験学習なども実施 (約240校、16,000名(市外含む)) ・指定管理者制度(公募) 大阪市住宅供給公社・アクティオ・京都科学共同事業体 (平成24年4月1日～平成28年3月31日) 3 事業開始年度 ・平成11年度	1 見直しの考え方 ・公民の役割分担、区レベルでのきめ細かな実施といった観点から果たすべき役割を整理する 2 見直し内容 ・住宅情報の提供は、民間に任せ、廃止する ・公的住宅や施策に関する情報提供、相談・啓発事業については、区役所へ移管し、地域の実情に応じて対応する ただし、サービスの質の低下を招かないよう区役所の支援について留意する ・専門的な相談等については、複数区連携により一元的に対応するなど、効率的に実施する ・こうした全市的なセンター機能を担う施設については、市の施設の全体最適化を図る中で検討する ・住まいのミュージアムについては、都市魅力戦略会議の見解も踏まえ、効果的・効率的運営を図る ただし、指定管理期間終了までに持続可能なスキームを構築できないときは、より展示を活かす観点から他の博物館との統合、または廃止 3 実施時期 ・平成28年度(指定管理期間終了後) 4 留意事項 ・移管・廃止後の施設については、賃貸、または売却 ・住まい情報センターの建物は、建築基準法に基づく「文化施設容積ボーナス制度」を活用し、基準の容積率を超えて建築されていることから、住まいのミュージアムの部分を文化施設以外の用途に転用した場合は、容積超過となる <施設概要> ・所在地 北区天神橋6-4-20 ・施設内容・フロア構成(10階建・床面積約5,300㎡) 3階 ホール(268㎡、最大300人収容)、控室(29㎡)等 4階 住情報プラザ・住まいのライブラリー(808㎡)等 5階 研修室・会議室(84㎡、最大70人収容)等 7階 事務室(73㎡)、収蔵庫(71㎡)等 8～10階 住まいのミュージアム(大阪くらしの今昔館)(2,262㎡) ・体制 25人(市派遣職員2人、市OB職員2人、固有職員21人) (資金使途調査票(施設運営費)(平成22年度決算))